

衆議院法務委員会ニュース

平成 27. 7. 31 第 189 回国会第 34 号

7 月 31 日（金）、第 34 回の委員会が開かれました。

1 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 42 号）（犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大等について）

・上川法務大臣、山谷国務大臣（国家公安委員会委員長）、葉梨法務副大臣、大塚法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

今野智博君（自民）

- ・通信傍受の対象事件の範囲の拡大により、通信の秘密が侵害される危険性が高まるのではないかと懸念について、見解を伺いたい。
- ・犯罪組織は頻繁に携帯電話を変えるなどしているため、通信傍受の対象範囲の拡大は、振り込め詐欺などの犯罪の撲滅に効果がないとの批判があるが、警察庁の見解を伺いたい。
- ・通信傍受の実施方法に関して、本案により導入される一時的保存方式と特定電子計算機を用いる方式の想定される使い分けについて、伺いたい。
- ・本法案により導入される通信傍受の新たな実施方法のための機器の開発等の費用の確保も重要だと考えるが、通信事業者との費用負担の割合等について、警察庁の見解を伺いたい。

柚木道義君（民主）

- ・本法案の内容について、国民の理解は広がっていると思われるか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・通信傍受をした結果、逮捕者がいない場合が頻発している現状を考慮すると、捜査機関による請求令状外の運用、裁判所による機械的な令状発付が常態化している結果ではないかと考えるが、法務大臣、国家公安委員会委員長及び最高裁判所当局の見解を伺いたい。
- ・通信傍受の実施に際し、その公正さを担保するには、通信事業者の常時立会いが必要と思われるが、費用を公費負担とした上で、通信事業者の立会い制度を存続すべきとの考え方について、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・法的安定性を踏まえることを大前提に本法案の審査を行っていると考えているが、磯崎内閣総理大臣補佐官の法的安定性に係る発言について、法務大臣及び国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。

山尾志桜里君（民主）

- ・通信傍受については、主として、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の第 1 作業分科会で議論されたが、そのメンバーの過半数は捜査機関側で占められていることの妥当性についても、法制審議会の委員等の構成について検討する際、俎上に上げていただきたいが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・通信事業者の負担軽減を通信傍受の合理化・効率化を行うおとする理由の一つとして挙げているが、第 1 作業分科会において、通信事業者が、今回の見直しにより全体として負担は軽減されないという意見を示していることに対して、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・第 1 作業分科会において、警察庁出身の委員が、通信傍受の対象犯罪の範囲の拡大による濫用の危険性については、捜査機関側にも労力のかかる捜査手法だからいたずらに広がるという懸念は現実的ではないと説明する一方で、拡大の方向が決まった後では、やはり労力がかかるところは合理化・効率化してほしいと主張するのは、矛盾した説明だと考えるが、これに対する見解を伺いたい。

井出庸生君（維新）

- ・裁判所に保管されている傍受の原記録が、裁判官、被告人及び弁護人からほとんど閲覧請求されていない実態を見れば、事後的に検証できる制度としての機能が働いていないため、原記録の閲覧の在り方について見直しを検討すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・傍受の原記録の閲覧請求制度について、裁判官は原記録を閲覧して適正性を確認するというよりも、原記録の保管に重きを置いているのではないかと疑念を抱くが、最高裁判所当局の見解を伺いたい。
- ・本法案の改正理由の一つが諸外国の水準に合わせるということであるが、むしろ通信傍受においては、諸外国には見られない立会人を置くことによって抑制的に行う

ことを我が国独自の制度として、治安を維持すべきと考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・取調べの録音・録画制度や通信傍受の対象事件の拡大などを一括し、一つの法案としていることについて、全ての内容に賛成という者ばかりであると考えているのか、法務大臣に伺いたい。
- ・日本共産党幹部宅盗聴事件に関し、警察だけが盗聴を行った事実を認めていない状況において、警察の責任をはっきりさせなければ、通信傍受の議論が進まないと考えますが、国家公安委員会委員長の見解を伺いたい。
- ・本法案において、通信傍受の実施に際し、特定電子計算機を用いたり、暗号技術を活用したりすることで、立会人を不要とする制度を設けることとしているが、使用する機器が壊れてしまう可能性も考えると、立会人の役割を補強したり、今までどおり通信事業者等の施設だけで、傍受を行うべきであると思うが、見解を伺いたい。

清 水 忠 史君（共産）

- ・7月29日の当委員会における緒方参考人の意見陳述及び質疑について、法務大臣及び国家公安委員会委員長の所見を伺いたい。
- ・本法案の審議においては日本共産党幹部宅盗聴事件と向き合うことが重要であると考えますが、警察が過去に違法な盗聴を行った事実を認めるか否かについて、法務大臣及び国家公安委員会委員長に伺いたい。
- ・日本共産党幹部宅盗聴事件では、警察官3名が個人として盗聴を行ったとされているが、警察官がなぜ緒方氏宅を盗聴したのか、先の答弁で諸般の事情とした内容も含めて、警察庁に伺いたい。
- ・通信の秘密やプライバシーといった憲法上の権利は、一たび侵害されると事後的な救済は困難であるが、そのような認識を有しているか否かについて、法務大臣に伺いたい。